

## **9 安心して子どもを妊娠・出産できる環境整備に向けた自営業者等の育児休業取得等について**

令和4年の出生数は、統計開始以来最少となる80万人を下回り、また、全都道府県で日本人が減少となり、少子化・人口減少は想定を上回る速さで進行している。少子化の要因は経済的基盤への不安、未婚化・晩婚化、晩産化・少産化、仕事と子育ての両立の困難さなど多岐にわたり、要因も複合的である。

少子化対策の根本は、若い世代が将来に明るい展望を持ち、希望する誰もが安心して結婚し、子どもを生み・育むことができることである。

そのためには、誰もが安心して生活や仕事ができるよう選択肢を拡大すること、また、結婚・出産を諦めることのないよう制約を除去することが必要である。

これまで、国・地方ともに取り組んでいる様々な少子化対策のさらなる推進に加え、少子化対策を講ずべき対象を漏れなく取り込み、対応することも必要である。

不確定要素が様々な子育て期においては、生活の先行きの見通しが立った上で多様で柔軟な働き方の実現や育児休業等の取得も必要である。

現状、フリーランスを含めた自営業者や、雇用保険の被保険者資格がない、あるいは雇用保険の受給要件を満たさない非正規雇用労働者は、制度上、育児休業取得や育児休業給付金支給等の対象外となっている。

このため、経済的に不安を抱え、出産・子育ての準備ができない場合は、希望に反して出産を躊躇することにつながる懸念がある。

希望する誰もが、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできるよう、価値観やライフスタイルが多様化している現代において、働き方の

違いにより、受けられる出産・子育ての支援に差がある状態は解消する必要があると考える。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 フリーランスを含む自営業者や会社経営者も育児期間における休業の取得や収入の保障がなされる制度の構築
- 2 雇用保険の被保険者資格がない、あるいは雇用保険の受給要件を満たさない非正規雇用労働者の育児休業給付の受給可能化